

# TOPICS

## 長浜市の次世代育成支援対策行動計画を一本化

市では、新長浜市の「次世代育成支援対策行動計画」の策定にあたり、旧1市2町でそれぞれ作成した行動計画の取扱いを検討した結果、旧長浜市の計画を基本として、新長浜市の計画に一本化することとしました。今後、後期見直し計画を策定する平成21年度まで、この計画に基づいて事業を推進していきます。

### 次世代育成支援行動計画の概要

この計画は、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成される社会の実現をめざし、社会全体で子育てを支援し、若い世代が子育ての喜びを実感できる環境を整備しようとするものです。



計画では、

- 子育てを社会全体の課題として取り組む
- 子育てのすばらしさを伝える
- 地域で子どもの育ちを支える
- 子どものための子育て支援を推進する
- すべての子どもと家庭を支援する
- 民間活力の導入と行政の役割を検討する
- 地域福祉活動を推進する

の7項目を基本に考えたうえで、「家庭」「地域」「子ども」の視点から、市民、事業所、行政が行う取り組みをまとめています。重点的な施策については、下記のとおりです。

### 施策体系

## 家庭

次代を担う親の育成  
次代の親の育成や若者の自立支援  
家庭の子育てパワーアップ  
家庭の教育力の向上や相談・情報提供の充実、仕事と家庭との両立推進  
子育て家庭への支援サービスの充実  
特に援助を必要とする家庭などへの支援や保育サービス等の充実、経済的支援

基本理念  
子どもが輝き  
未来を見つめ  
地域で育む  
明るい長浜

## 子ども

子どもの健全育成  
遊び場などの整備や活動機会の充実  
子どもがのびのびと学び、育つ環境の整備  
就学前教育の充実や生きる力を育む教育環境などの整備  
子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備  
子ども、母親の健康の確保や「食育」の推進、小児医療等の充実、障害児施策の充実

## 地域

地域ぐるみの子育て支援  
地域における子育て支援サービスの充実や仲間づくりへの支援  
子どもにやさしいまちづくりの推進  
子どもの人権尊重や安全の確保、バリアフリー化の推進  
子どもの育ちを支える地域環境の整備  
地域活動の促進や地域活動を支える人材の育成

行動計画の詳細については、市ホームページ、または本庁・支所内の市政情報コーナーでごらんください。

# TOPICS

## 行動計画の平成17年度実績報告

行動計画では、保育・子育て支援事業に関して、平成21年度(前期計画期間)までの目標数値を設定し、進捗管理を行っています。今回は平成17年度実績の一部を紹介します。

区分	基準年度(H16年度)	目標年度(H21年度)	平成17年度実績
通常保育	定員1,460人	1,518人	1,568人
保育園・総合施設	9か所	10か所	民間保育所設立
延長保育	7か所	11か所	10か所
休日保育	1か所	1か所	1か所
放課後児童クラブ	8か所357人	9か所387人	8か所337人
病後児保育	0か所	2か所7人	0か所
一時保育	3か所	4か所	3か所
ファミリー・サポート・センター	1か所	1か所	1か所
地域子育て支援センター	2か所	5か所	2か所

行動計画に関するお問合せは、市子育て支援課《市役所東別館1階》(☎6514)へ。

## 特定不妊治療費を助成します

体外受精、顕微授精(特定不妊治療)を受けられた方を対象に、治療費の一部を助成します。

《対象》次のすべてを満たす方

- ・申請時に市内に住所を有する夫婦(夫婦どちらかでも可)
- ・滋賀県の特定不妊治療費助成を受けている方
- ・市税、国民健康保険料を完納している方

(納付義務がない場合を除く)

《助成額》1年度あたり5万円を限度に通算5年間

《受付時期》平成18年度内に終了した治療に対し随時受付中  
治療が終了した年度内に申請(3月末の場合翌年度すぐに)

《申請書類》次の書類をすべて添えて申請

- ・申請書
- ・滋賀県特定不妊治療費助成事業受診等証明書の写し
- ・滋賀県特定不妊治療費承認決定通知書の写し
- ・治療費の領収書(10万円以上のもの)
- ・夫婦それぞれの市税などの完納を証する書類

申請窓口、お問合せは、長浜市保健センター(八幡東町☎7779)、浅井健康管理センター(内保町・☎42446)、びわ保健センター(難波町・☎4602)へ。

## 年金相談

平日時間外や第2土曜日も実施  
第2土曜日の相談は予約制で

加入期間の確認や年金見込額の試算、国民年金保険料の受領および保険料免除の相談・受付などを行う年金相談。平日(午前8時30分~午後5時15分)の相談に加え、毎週月曜日の時間延長(午後7時まで)や第2土曜日も実施中。

第2土曜日は予約制  
(相談日の1週間前までに予約)  
《10月の時間外相談実施日》  
2日(月)、10日(火)、16日(月)  
23日(月)、30日(月)  
受付時間午後7時まで  
14日(第2土曜日)  
予約時間は午前9時~午後4時

予約、お問合せは、滋賀社会保険事務局彦根事務所(☎0749-23-1116)へ。